

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令新旧対照条文

(傍線部は改正部分)

○ 恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令（平成二十年政令第二百十号）

改正案	現行
<p>（平成二十一年度における恩給改定率）</p> <p>第一条 平成二十一年度における恩給法第六十五条第二項に規定する恩給改定率は、〇・九七六とする。</p> <p>（平成二十年十月分から平成二十三年九月分までの扶助料等の年額）</p> <p>第二条 恩給法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第十三号。以下「平成十九年改正法」という。）附則第四条第三項の規定により読み替えられた恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第二百十一号）附則第八条第一項の表扶助料の項に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる扶助料の年額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 平成二十年十月分から平成二十一年九月分までの扶助料の年額 四〇二、〇〇〇円</p> <p>二 平成二十一年十月分から平成二十二年九月分までの扶助料の年額 四〇三、四〇〇円</p> <p>三 平成二十二年十月分から平成二十三年九月分までの扶助料の年額 四〇四、八〇〇円</p> <p>2 平成十九年改正法附則第四条第四項の規定により読み替えられた恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号）附則第十五条第四項に規定する政令で定める額は、次の各号に</p>	<p>（平成二十年度における恩給改定率）</p> <p>第一条 平成二十年度における恩給法第六十五条第二項に規定する恩給改定率は、〇・九六七とする。</p> <p>（平成二十年十月分から平成二十一年九月分までの扶助料等の年額）</p> <p>第二条 恩給法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第十三号。以下「平成十九年改正法」という。）附則第四条第三項の規定により読み替えられた恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第二百十一号）附則第八条第一項の表扶助料の項に規定する政令で定める額は、平成二十年十月分から平成二十一年九月分までの扶助料の年額にあつては、四〇二、〇〇〇円とする。</p> <p>2 平成十九年改正法附則第四条第四項の規定により読み替えられた恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号）附則第十五条第四項に規定する政令で定める額は、平成二十年</p>

掲げる傷病者遺族特別年金の年額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 平成二十年十月分から平成二十一年九月分までの傷病者遺族特別年金の年額 十二万五百五十円
- 二 平成二十一年十月分から平成二十二年九月分までの傷病者遺族特別年金の年額 十三万六千六百五十円
- 三 平成二十二年十月分から平成二十三年九月分までの傷病者遺族特別年金の年額 十五万二千八百円

附 則

この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

十月分から平成二十一年九月分までの傷病者遺族特別年金の年額にあつては、十二万五百五十円とする。

附 則

この政令は、平成二十年四月一日から施行する。